

# 登別市請負工事施行成績評定要領

## 第1 目的

この要領は、登別市が請負に付した建設工事（以下「請負工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## 第2 評定の対象

評定は、登別市が入札等により実施する100万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、担当部長が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

## 第3 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事監督員（登別市建設工事執行規則第14条第1項により指定された工事監督員をいう。以下同じ。）、担当主査等（前記、工事監督員を主査が担当する場合には組織体制に応じて担当グループ主幹等を評定者とする。以下同じ。）及び検査員（登別市建設工事執行規則第24条第1項により指定された検査員をいう。以下同じ。）とする。

## 第4 評定の方法

評定は、工事施行成績評定表（別記様式第1号。以下「評定表」という。）により、別に定める工事施行成績評定基準に基づき、請負工事ごとに行うものとする。

## 第5 評定表の提出等

- 1 評定は、工事監督員及び担当主査等にあつては、当該監督を行った請負工事が完成したとき、検査員にあつては、当該検査（跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査を除く。）を行ったとき、それぞれ行うものとする。
- 2 評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表を作成し、契約担当者（登別市契約事務規則第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）に提出するものとする。

## 第6 評定結果の通知

契約担当者は、評定者から請負工事完成時における評定表の提出があったときは、速やかにその結果を別記様式第2—1号及び別記様式第2—2号により当該工事の受注者に通知するものとする。

## 第7 評定の修正

契約担当者は、第6の評定結果の通知をした後において、既に通知した評定結果を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を別記様式第2—1号及び別記様式第2—2号により既に通知した評定結果とともに受注者するものとする。

## 第8 説明請求等

- 1 第6及び第7の評定結果の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、通知を行った契約担当者に対して書面により、評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 契約担当者は、1の説明を求められたときは、別記様式第3号により回答するものとする。
- 3 契約担当者は、前項の回答をする場合は、工事監督員及び検査員に意見を求めることとする。

### 附 則

この訓令は、平成11年 1月21日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年12月 1日から施行する。

### 附 則（平成28年訓令第15号）

この要領は、平成28年 6月27日から施行する。

### 附 則（令和2年訓令第5号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 工事施行成績評定基準

### 第1 通則

評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

### 第2 評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

考 査 項 目	
評 価 項 目	細 別
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般
	II. 配 置 技 術 者
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理
	II. 工 程 管 理
	III. 安 全 対 策
	IV. 対 外 関 係
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I. 出 来 形
	II. 品 質
	III. 出 来 ば え
4. 高 度 技 術 (加点のみ)	I. 高 度 技 術 力
5. 創 意 工 夫 (加点のみ)	I. 創 意 工 夫
6. 法 令 遵 守 等 (減点のみ)	
7. そ の 他 (減点のみ)	

### 第3 評定方法

- 1 評定者は工事監督員、担当主査、検査員の3人を標準とするが、担当主査が工事監督員の場合にあっては、各部の組織体制に応じて担当グループ主幹等の評定者を指定することとする。
- 2 評定については、「請負工事成績評定採点表」（別記様式①）及び「細目別評定点採点表」（別記様式②）で行うこととし、別に定める「考査項目別運用表」で該当する事項を請負工事成績評定採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評価にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別表・土木用）及び「施工プロセス」のチェックリスト」（別記様式③・土木用、別記様式④・建築用）を考慮するものとする。

また、工事における「高度技術」及び「創意工夫」に関しては、受注者は当該工事における「高度技術・創意工夫に関する実施状況報告書」（別記様式⑤）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

3 評定者ごとの評定点は、第2項により付された考査項目ごとの評価点を、標準点（65点）から加減した値とする。

4 請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。  
この場合、合計評定点の算出にあたっては小数第1位を四捨五入するものとする。

(1) 検査が工事完成検査のみの場合

$$\text{合計評定点} = (\text{工事監督員の評定点}) \times 0.45 + (\text{担当主査等の評定点}) \times 0.15 + (\text{検査員の評定点}) \times 0.4 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$

(2) 検査が工事完成検査のほかに部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合

$$\text{合計評定点} = (\text{工事監督員の評定点}) \times 0.45 + (\text{担当主査等の評定点}) \times 0.15 + (\text{検査員（部分検査等）の評定点}) \times 0.2 + (\text{検査員（完成検査）の評定点}) \times 0.2 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$

5 細目別評定点は別記様式②により算出するものとし、算出にあたっては小数第4位を四捨五入するものとする。

6 第4項第2号の合計評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出にあたっては小数第2位を四捨五入するものとする。

#### 第4 評定の特例

1 共同企業体が施行した場合

共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものとみなして行うものとする。

2 契約を解除した場合

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。

(2) 登別市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

## 第5 評定の修正

- 1 第7の「評定結果を修正すべきと認める場合」とは、工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に重要な契約不適合があることが判明した場合において、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害賠償を請求したときは、評定を修正するものとする。
- 2 前項の評定を修正する場合は、合計評定点から20点を減ずることとする。

## 第6 評定の対象

維持及び修繕工事については、契約金額にかかわらず評定を省略することとする。